

## 水野さん損賠裁判

# 不当判決に怒り！控訴して闘う！

1月24日に、地区分会水野良則さんが会社による不当な乗務外しと出向に対して損害賠償をもとめた裁判の判決が、東京地裁でありました。法廷には入りきれないほど多くの組合員とOBが参加しました。

しかし判決は不当判決で全く原告の主張を受け入れないものでした。

その後報告集会在京橋プラザで行われました。木下本部委員長が挨拶で水野さんが裁判に立ち上がった経緯について明らかにしました。新幹線地本、関西地本、地区分会から今後も水野さんと共に闘っていくと挨拶を受けました。

渡辺弁護士から、裁判を振り返って水野さんは和解の提案があったが受け入れはせずに堂々と闘って行くことと決意し裁判を続けてきた。裁判所に和解を受け入れないことを伝えた時に会社側弁護士の表情は苦虫をかんだようだった。控訴審は共に闘っていくと話されました。

水野さんから、不当判決である。裁判スタート時点は一人だったが東海労に加入して多くの仲間の力を借りて闘ってきた。控訴して闘っていくと力強い挨拶を受けました。

水野さんは、2月6日東京高裁に控訴を行いました。

また、労災認定をしなかった事で行政を相手に行政訴訟裁判も行っています。次回は3月6日に地裁527号法廷で行われます。

